

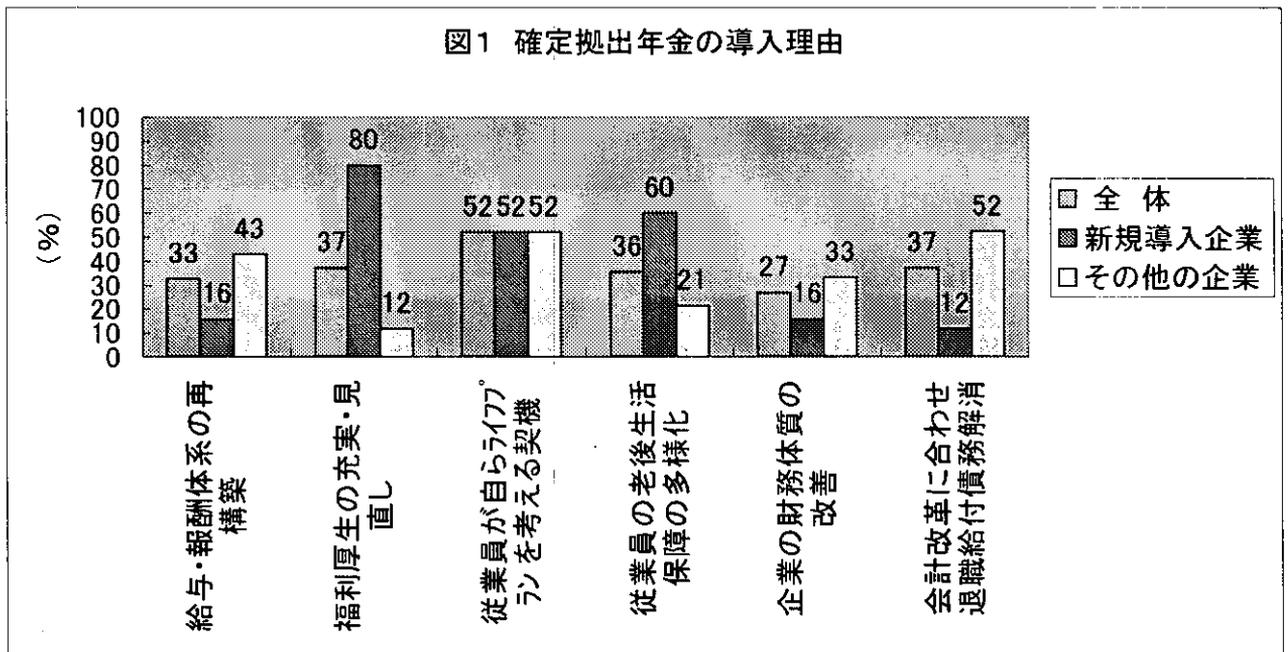
## I. 確定拠出年金の導入理由等について

1) 確定拠出年金の導入理由を複数回答で選択する設問では、「従業員が自らライフ・プランを考える契機」(52%)「企業会計改革に合わせた退職給付債務の解消」(37%)「福利厚生充実の見直し」(37%)「従業員の老後生活保障の多様化」(36%)「給与、報酬体系の再構築」(33%)「企業の財務体質の改善」(27%)等の理由が上位を占めている(表1)。

＜表1 確定拠出年金の導入理由＞(3つまで選択)

理 由	割合
①従業員が自らライフ・プランを考える契機	52%
②企業会計改革に合わせた退職給付債務の解消	37
②福利厚生充実の見直し	37
④従業員の老後生活保障の多様化	36
⑤給与、報酬体系の再構築	33
⑥企業の財務体質の改善	27
⑦新規人材確保などに向けた企業の魅力向上	15
⑧転職時などのポータビリティの確保	10
⑨従業員、労働組合の要請	6
⑩取引金融機関からの働きかけ	0
⑪その他	8

2) 確定拠出年金の導入理由を「新規導入企業」と「その他企業」で比較すると、「新規導入企業」では「福利厚生充実・見直し」80%、「従業員の老後生活保障の多様化」60%そして「従業員自らがライフ・プランを考える契機」52%が上位を占めた。これに対して、「その他企業」では「企業会計改革に合わせた退職給付債務の解消」52%、「従業員自らがライフ・プランを考える契機」52%そして「給与・報酬体系の再構築」43%の比率が高い(図1)。



3) 運用関連運営管理機関の業態は、「確定拠出年金専門会社」(54%)「銀行」(16%)「生命保険会社」(15%)となっており(表2)、その選任理由としては、コンサルティング能力や投資教育サポート業務の充実が最重視されている(表3)。記録関連運営管理機関の選任理由は、口座管理システムの信頼性や運用商品などの情報提供サービスの充実が挙げられている(表4)。資産管理機関の業態は、93%が信託会社となっており、その選任については、業務遂行能力の他に、廉価な手数料が重視されている(表5, 6)。

<表2 運用関連運営管理機関の業態>

業 態	割 合
① 確定拠出年金専門会社	54%
② 銀行	16
③ 生命保険会社	15
④ その他	15

<表3 運用関連運営管理機関の選任重視理由> (3つまで選択)

理 由	割合
① プラニングなどコンサルティング能力の高さ	40%
② 投資教育等のサポート業務への評価	37
③ 商品選定におけるバックアップ体制への評価	31
④ 運用商品情報の提供の頻度、内容への評価	27
④ 手数料が廉価であり、その徴収方法が妥当であること	27
⑥ 商品選定における方針、手順、方法の明確さ	24
⑦ 財務基盤が安定していること	18
⑧ 厚生年金基金、適格退職年金等の幹事会社としての実績	10
⑨ その他	13

<表4 記録関連運営管理機関の選任重視理由> (3つまで選択)

理 由	割合
①口座管理システムの信頼性	54%
②運用指図の取りまとめ等の事務能力への評価	45
③コールセンター、ウェブ・サト等のサービス内容の充実	42
④手数料が廉価であり、その徴収方法が妥当であること	12
⑤財務基盤が安定していること	11
⑥プランニングなどコンサルティング能力の高さ	2
⑥投資教育等のサポート業務への評価	2
⑧その他	31

(注) 記録関連運営管理業務の実施主体は、「業者に委託」が100%

<表5 資産管理機関の業態>

業 態	割合
① 信託会社	93%
② 生命保険会社	5
③ 不明	3

<表6 資産管理機関の選任重視理由> (3つまで選択)

理 由	割合
①資産の保全、商品売買、給付事務等、業務遂行能力の優位性	73%
②手数料が廉価であり、その徴収方法が妥当であること	49
③財務基盤が安定していること	25
④従業員情報や口座管理等のセキュリティ体制への評価	22
⑤厚生年金基金、適格退職年金等の幹事会社としての実績	18
⑥当座貸越などの補足的サービスへの評価	2
⑦その他	12

## Ⅱ. 確定拠出年金以外の退職給付について

1) 調査時点で確定拠出年金以外の退職給付がある割合は70%であり、その内訳は、厚生年金基金が34%、適格退職年金が23%、退職一時金が60%となっている(表7)。

<表7 他の退職給付の種類> (複数回答)

退職給付の種類	割合
①厚生年金基金	34%
②適格退職年金	23
③退職一時金	60
④その他	15

2) 確定拠出年金の導入時点で、他の退職給付から資産移換した割合は40%であり、その内訳は、厚生年金基金が7%、適格退職年金が63%、退職一時金が44%となっている。また、原資の割合(金額ベース)で見れば、厚生年金基金からは3%、適格退職年金からは37%、退職一時金からは30%であり、新規原資の割合も31%にのぼる。(表8, 9)

<表8 資産を移管したケースの退職給付の種類> (複数回答)

退職給付の種類	割合
①厚生年金基金	7%
②適格退職年金	63
③退職一時金	44
④その他	0

<表9 確定拠出年金導入時の原資割合>

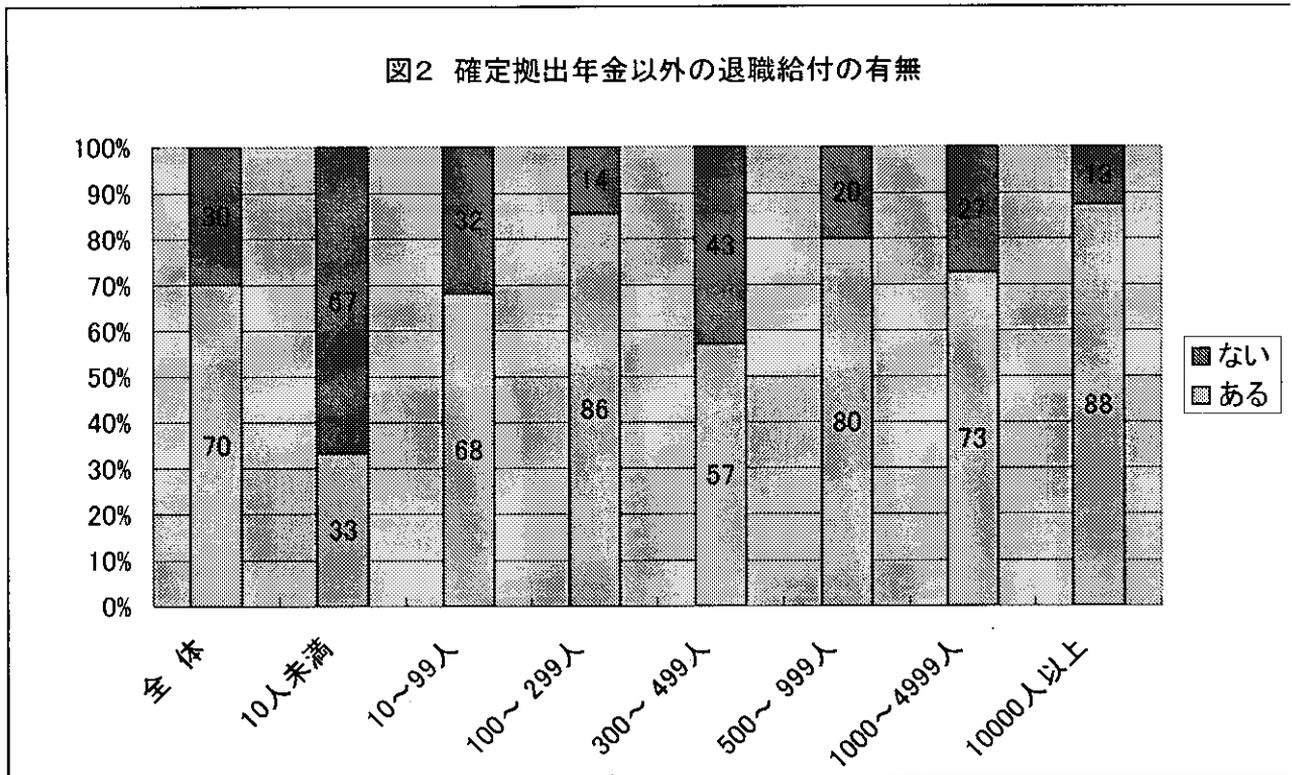
退職給付の種類	割合
①厚生年金基金から移換	3%
②適格退職年金から移換	37
③退職一時金から移換	30
④新規原資	31

3)確定拠出年金の導入にはいくつかのパターンが想定されるが、「既存制度の過去分をすべて廃止して一本に全面移行」した割合と「全く新規に導入」した割合が37%で一番多く、「既存制度の過去分を一部減額して導入」した割合が18%でこれに続く(表10)。

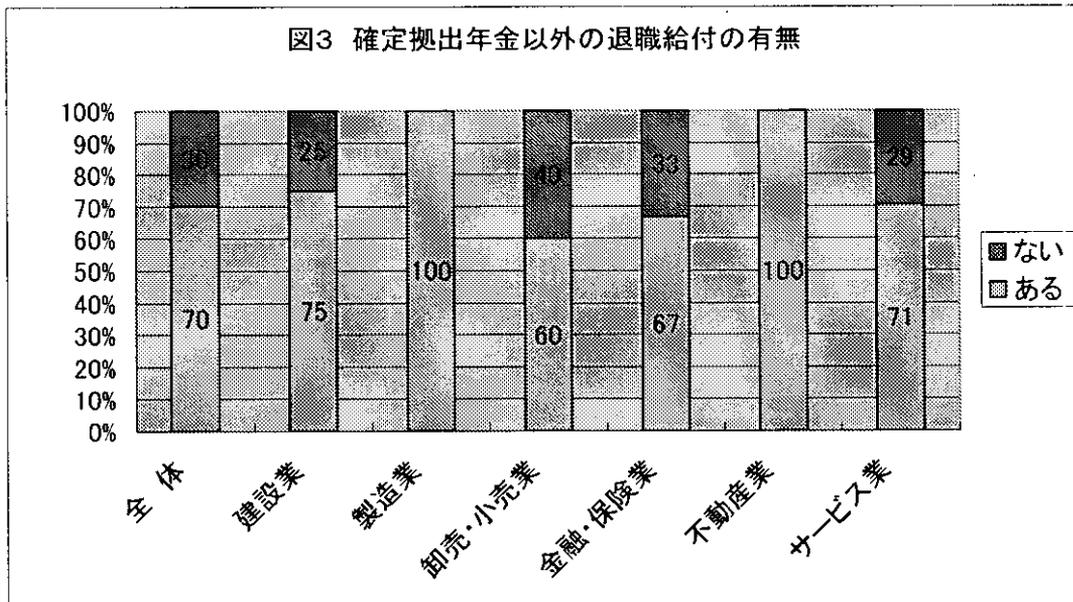
<表10 確定拠出年金の導入パターン>

導入パターン	割合
①新規に導入	37%
②既存の退職一時金、企業年金に上乗せ	3
③旧制度を凍結して新たに導入	5
④旧制度の過去分をすべて廃止して、全面移行	37
⑤旧制度の過去分を一部減額して移行	18

4) 調査時点で確定拠出年金以外の退職給付がある割合は7割である。これを規模別に見ると、「10人未満」で「ない」比率が「ある」比率を上回り、「10人から99人」と「300人から499人」の企業で「ない」比率が相対的に高い。それ以外では、「ある」と回答した比率が7割から9割弱である(図2)。



5)「現時点での退職給付の有無」を業種別に見ると、製造業と不動産業ではすべての企業が「ある」を選択しており、建設業、卸売・小売業、金融・保険業、サービス業でも、6割から7割5分が「ある」を選択している(図3)。「退職給付の種類」では、複数回答のため業種別の明確な特徴は判別しないが、建設業では「厚生年金基金」と「その他」を挙げる比率が高く、製造業では「厚生年金基金」と「退職一時金」を挙げる比率が高い。金融・保険業では「退職一時金」の比率がかなり高く、卸売・小売業とサービス業では「厚生年金基金」「適格退職年金」「退職一時金」の比率が拮抗している。



### Ⅲ. 掛金等の状況について

1) 確定拠出年金導入時点の加入資格要件の有無と、対象者は表1-1および表1-2に纏められている。また、掛金額の算定方法では、定額方式が30%、定率方式が52%で、ポイント制は13%である(表1-3)。

<表1-1 加入者資格について>

要件	ある	ない	不明
①職種要件	19%	76%	5%
②勤続年数要件	3	93	5
③年齢要件	12	87	2
④希望による加入	22	76	2

<表1-2 確定拠出年金導入時の対象者>

対象者	割合
①新入社員のみ	0%
②全社員	67
③対象者を限定	31
不明	2

<表1-3 掛金額の算定方法>

算定方法	割合
①定額	30%
②定率	52
③定額と定率の併用	5
④ポイント制	13

2) 規約に定める掛金額の上限金額は、平均値で20,418円(月額)であり、その下限金額の平均値は7,044円(月額)となっている。上限金額(月額)の分布は表14に纏められている(なお、「他年金なし」は34社、「多年金あり」は24社である)。また、全加入者の掛金月額の平均値は、12,031円(58社平均)であり、その分布は表15に纏められている(「他年金なし」は36社、「多年金あり」は23社である)。

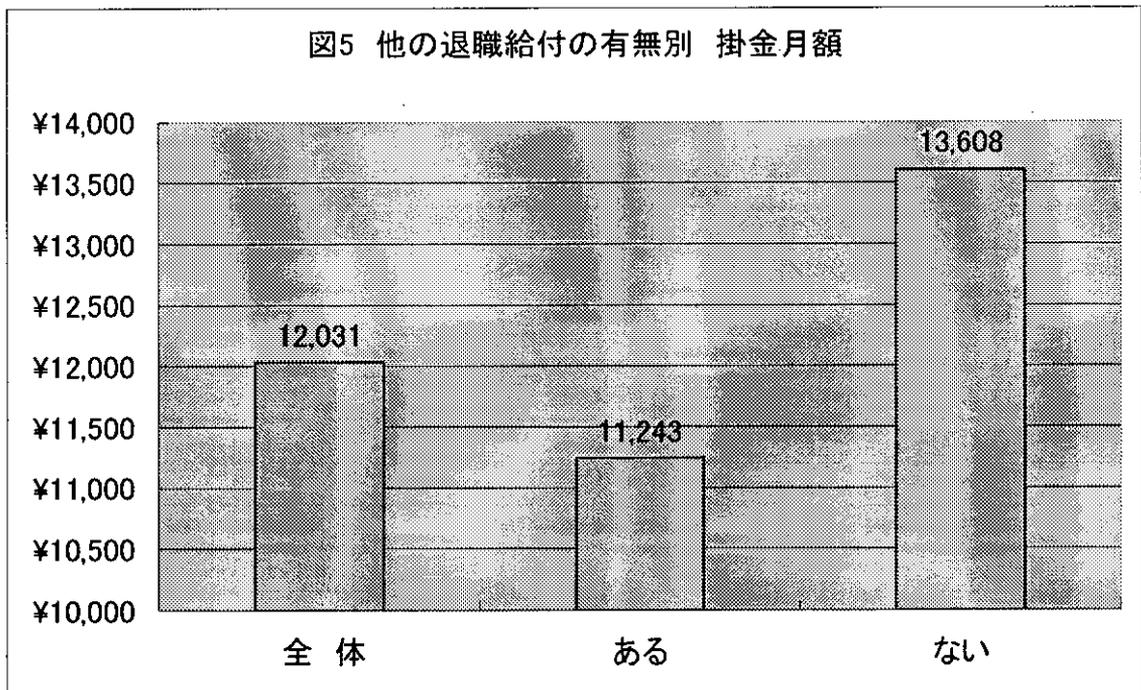
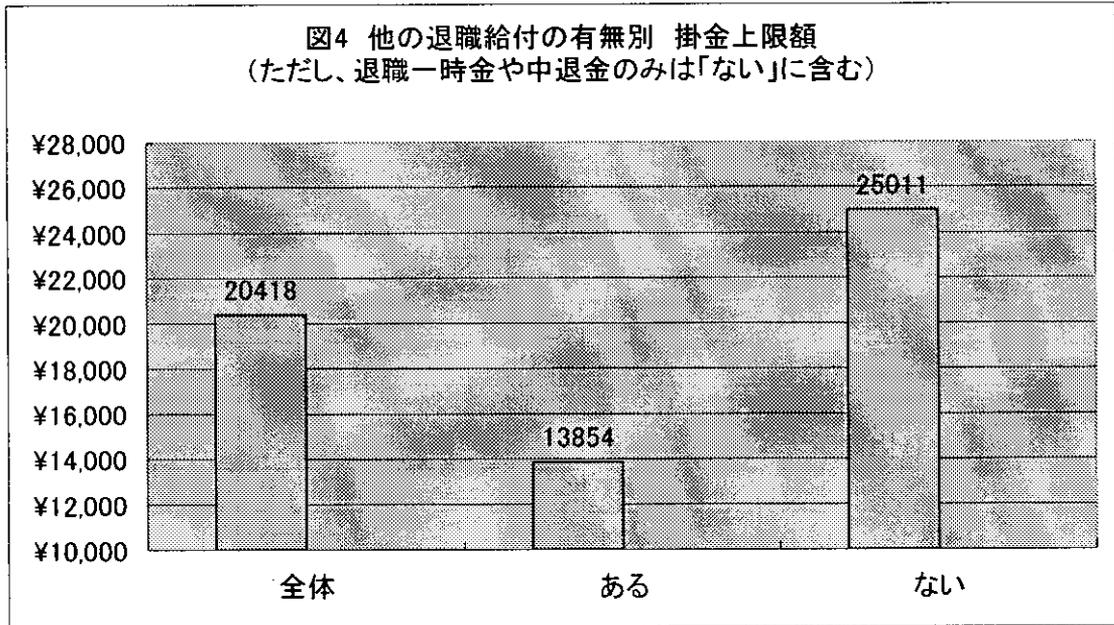
<表14 掛金の上限金額(月額)の分布>

金額の区分	他年金なし (%)	他年金あり (%)
5,000円未満	3	4
5,000円以上10,000円未満	24	25
10,000円以上15,000円未満	3	8
15,000円以上20,000円未満 (18,000円を除く)	6	13
18,000円丁度	3	50
20,000円以上25,000円未満	3	—
25,000円以上30,000円未満	0	—
30,000円以上36,000円未満	6	—
36,000円丁度	53	—
合計	100	100

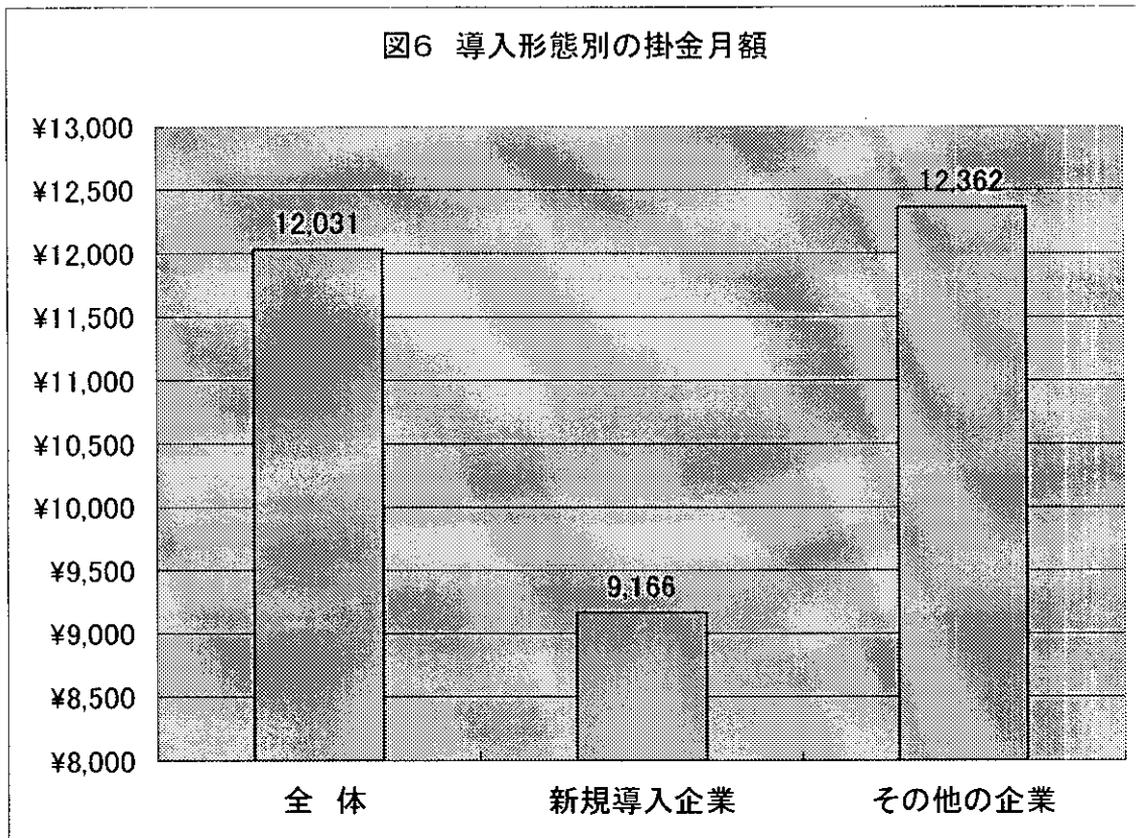
<表15 平均掛金額(月額)の分布>

金額の区分	他年金なし (%)	他年金あり (%)
5,000円未満	14	22
5,000円以上10,000円未満	22	48
10,000円以上15,000円未満	25	22
15,000円以上20,000円未満	11	9
20,000円以上25,000円未満	8	—
25,000円以上30,000円未満	11	—
30,000円以上36,000円未満	8	—
合計	100	100

3) 規約に定める掛金額の上限金額と全加入者の掛金月額を、他の退職給付の有無別に纏めたものが、図4と図5である。



4) これを「新規導入企業」と「その他企業」で比較すると、「新規導入企業」の掛金上限金額は18,250円、掛金下限金額は2,061円であり、「その他企業」の21,502円と5,782円のいずれよりも低く設定されている。「新規導入企業」に属する全加入者の平均掛金額も9,166円(21社平均)と、「その他企業」の平均掛金額の12,362円(37社平均)よりも低い(図6)。



5) 給付の形態については、年金と一時金の選択制がほとんどである(表16)。給付の種類については、老齢給付、障害給付の両者について、終身年金の割合は16%と低い。また、有期年金だけのところが半数以上を占める(表17)。なお、表18から大半の企業が加入3年未満の場合の事業主への返還規定を設けていることがわかる。また、表19より、規約に定める運用指図の頻度を随時とする企業が大半を占めることが理解される。

<表16 給付形態>

給付形態	老齢給付	障害給付
①一時金のみ	—	0%
②年金のみ	2%	3
③一時金か年金を選択	97	93
不明	2	5

<表17 給付種類>

給付種類	老齢給付	障害給付
①終身年金	16%	16%
②有期年金	57	55
③その他	18	17
不明	9	13

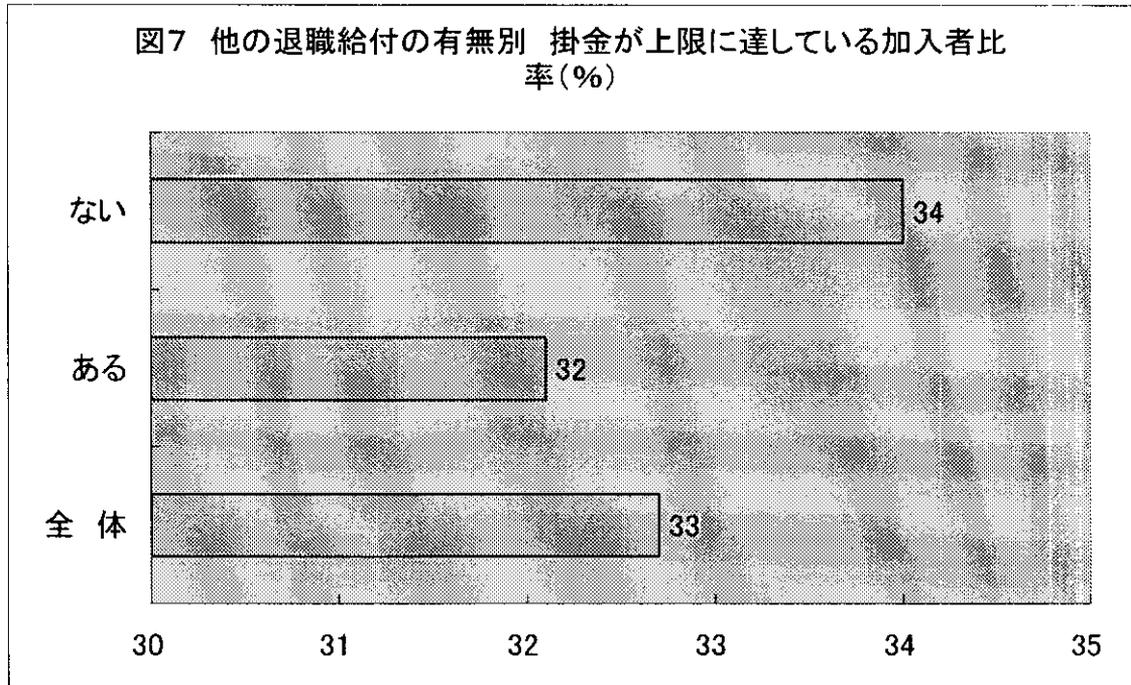
<表18 加入3年未満の場合の事業主への返還規定>

規定の有無	割合
①ある	84%
②ない	15
不明	2

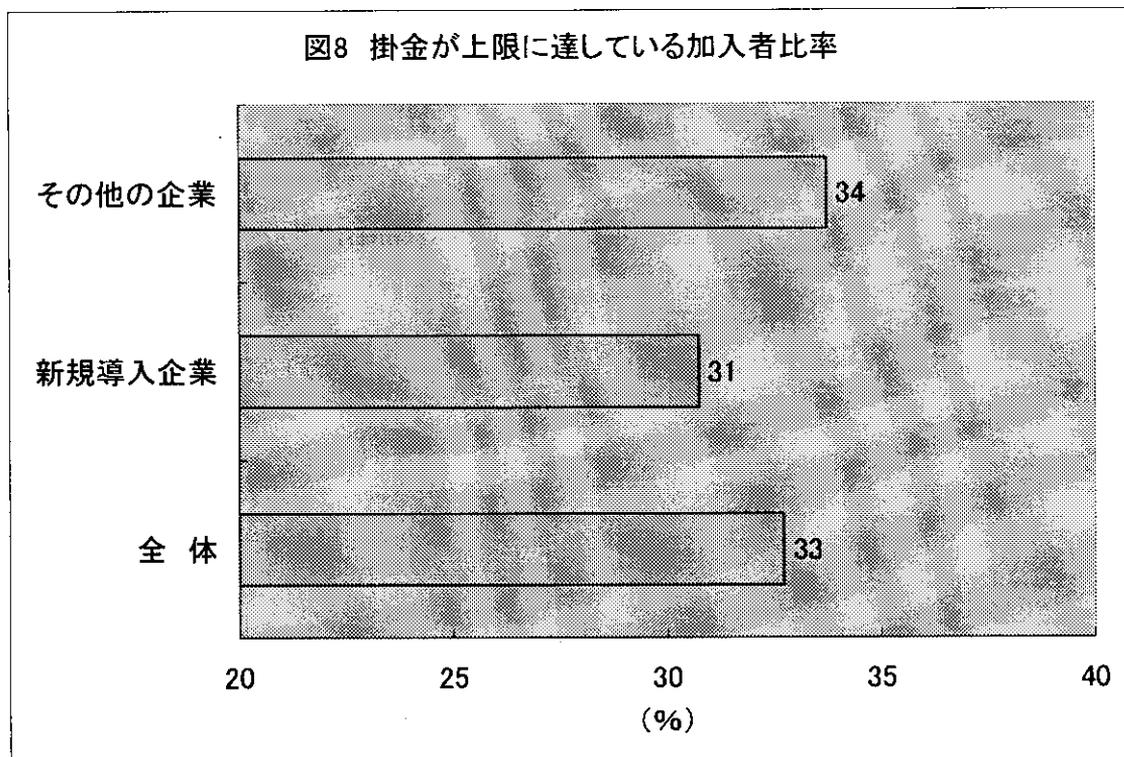
<表19 規約に定める運用指図の頻度>

頻度	割合
①随時	81%
②月1回以上	5
③3ヶ月に1回以上	13
不明	2

6) 確定拠出年金では、規約により掛金上限金額を定めることができる。その平均金額は20,418円であり、全加入者のうち掛金額が上限に達している加入者比率は33%である。これを他の退職給付の有無別に見ると、「ある」場合には32%、「ない」場合には34%であり、大差はない(図7)。



7) また、導入形態別に見ても、「新規導入企業」で31%、「その他企業」で34%となっており、掛金額が上限に達している加入者の比率に大差はない(図8)。



#### IV 運営管理機関について

1) 運用関連運営管理機関による商品情報の提供手段は多様であり、「ウェブ・サイト」(97%)「コールセンター」(96%)「資料の配布」(81%)そして「ビデオ、DVDの配布」(22%)となっている(表20)。

<表20 運用商品情報の提供方法> (複数回答)

提供方法	割合
①資料の配布	81%
②ウェブ・サイト	97
③コールセンター	96
④ビデオ、DVDの配布	22
⑤その他	12
不明	2

2) 記録関連業務に関する通知回数は平均で、年間2.6回となっている。

3) 運営管理機関に対するクレーム件数を設問したところ、「運用関連業務に関するクレーム」は平均で7.9件、「記録関連業務に関するクレーム」は平均で38.9件であった。

## V 投資教育について

1) 導入前および新入社員の投資教育手段は、「説明会の開催」と「資料の配布」が主であるが、継続的な投資教育では、「説明会の開催」の割合は低下し、「ウェブ・サイト」および「資料の配布」が中心になっている（表21）。

<表21 投資教育の内容別の実施方法>（複数回答）

投資教育の内容		実施方法						
		説明会 開催	資料 配布	ウェブ・ サイト	ビデオ・ DVD	その他	不明	
導入前	①制度内容	93%	87%	39%	5.8%	6%	2%	
	②加入手続き	78	90	25	16	5	2	
	③資産運用方法	84	87	45	45	6	2	
	④運用商品	85	91	64	22	5	2	
	⑥その他	3	3	2	3	2	96	
導入後	新 入 社 員	①制度内容	66%	76%	37%	27%	3%	15%
		②加入手続き	57	76	24	10	3	16
		③資産運用方法	58	78	43	25	5	15
		④運用商品	57	82	58	16	5	15
		⑥その他	3	5	2	2	2	96
	継 続 教 育	①制度内容	24%	46%	43%	8%	5%	22%
		②加入手続き	22	33	25	3	3	49
		③資産運用方法	25	54	43	8	8	21
		④運用商品	27	60	64	6	5	19
		⑥その他	2	2	2	2	3	93

2) 確定拠出年金導入前と導入後の投資教育について、その実施機関を比較している。導入前教育については、「新規導入企業」では「自社」72%、「運営管理機関」52%と、前者が上回っている。これに対して、「その他企業」ではこの比率は逆転し、「自社」64%、「運営管理機関」74%となっている(図9)。導入後(新入社員)教育については、「新規導入企業」では「自社」76%、「運営管理機関」16%と、前者が圧倒している。これに対して、「その他企業」では「自社」71%、「運営管理機関」36%そして「投資教育の専門機関」5%となっている(図10)。なお、継続教育の実施主体は、「自社」57%、「運営管理機関」37%、「投資教育の専門機関」2%そして「その他」12%であるが、導入形態別に大差は無い。

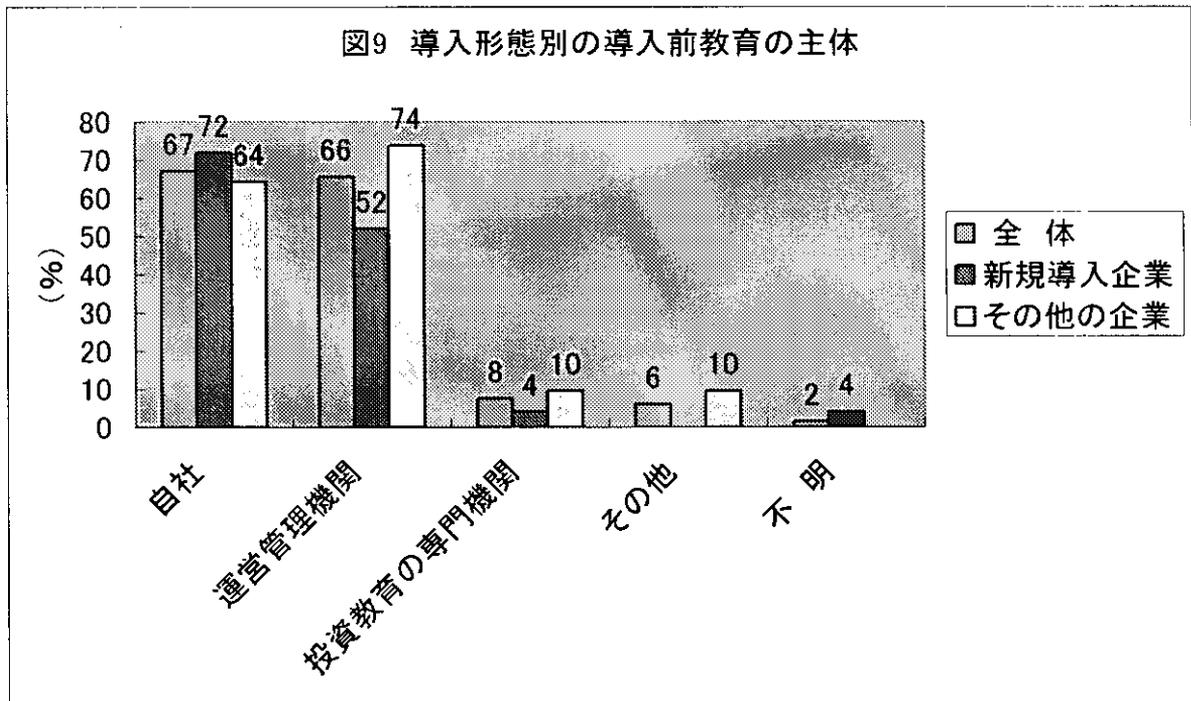
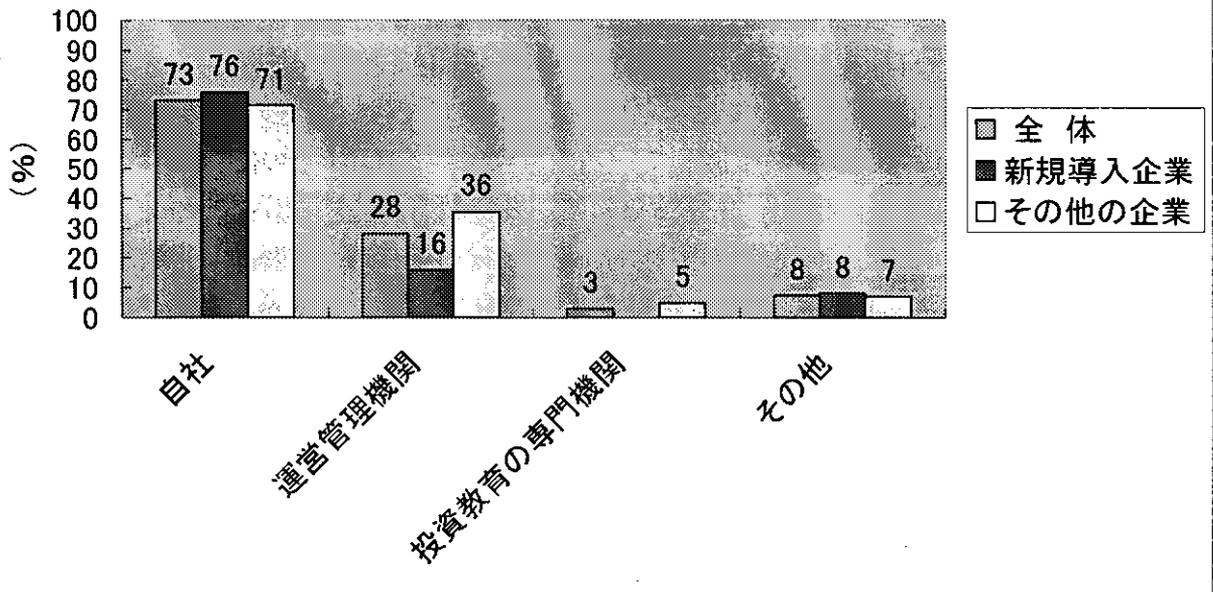


図10 導入形態別の導入後教育の主体



3) 導入前の投資教育について、「新規導入企業」の説明会開催総数は平均で7.2回、1回当たり所要時間は1.5時間であり、「その他企業」の37.2回と2.1時間に及ばない。ただし、1人当たり回数で見れば、「新規導入企業」の2.2回は、「その他企業」の1.5回を上回っている。導入後に行われた、新入社員への説明会と継続教育のための説明会について、1人当たり回数に大差は無い(図11)。

